

高圧ガス製造施設許可申請等手続について

高圧ガス製造許可 事務手続きフロー

必 要 書 類

1) 製造許可申請書書類

- ① 高圧ガス製造許可申請書（法様式）
- ② 委任状（法人で代表者以外が申請する場合に添付し、国及び自治体を除く。）
- ③ 法人登記簿謄本の原本（個人の場合は住民票、国及び自治体を除く。）
- ④ 成年被後見人証明書（個人申請の場合のみ。身分の確認：東京法務局）
- ⑤ 製造計画書
- ⑥ 添付図面等
- ⑦ 保安統括者等選任届出書（製造開始前まで）
- ⑧ 危害予防規定（製造開始前までに）
- ⑨ 特定高圧ガス消費届書（該当する場合。消費開始の20日前までに届出。）

2) 製造計画書

- ① 製造する高圧ガスの種類
- ② 製造の目的（変更の理由）
 - ②-1（変更許可時は変更の内容）
- ③ 製造の方法
- ④ 貯蔵設備の貯蔵能力
- ⑤ 処理設備の処理能力
- ⑥ 法第8条第1号及び第2号の技術上の基準に関する事項

3) 添付書類及び図面等

- ① 事業所位置図及び全体平面図（第1・2種保安物件までの距離を記載）
- ② 製造工程の概要を説明した書面及び図面
- ③ 高圧ガス製造施設の配置図（保安距離、火気距離等図面に記載）
- ④ 高圧ガス製造設備等のフローシートおよび配管系統図（圧力区分に応じて色分け等により明確に示す。）
- ⑤ 機器一覧表
- ⑥ 処理能力及び貯蔵能力の計算書
- ⑦ 高圧ガス製造設備等の構造図
- ⑧ 高圧ガス設備の強度計算書（特定設備、指定設備及び認定品を除く。）
- ⑨ 耐震設計構造物に係る計算書（地質調査、基礎計算書等）
上記⑧、⑨については記号、式、数値等の根拠や意味を記入し、法に定める基準を満たすことを証明すること。
- ⑩ 貯槽を地下埋設にする場合の貯槽室の構造を示した書面
- ⑪ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
- ⑫ 容器置場の図面（置場設置の場合。ただし、受入ローリ停車位置についても置場と見なす。）※置場区分等明示すること。
- ⑬ 保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
- ⑭ その他技術上の基準の確認に必要な書面又は図面

移動式の場合

- ⑮ 容器置場の図面（移動式の駐車場所明示及び駐車スペースの面積）
- ⑯ 容器刻印の拓本
- ⑰ 移動監視者資格の写し

4) 保安統括者届出 (同代理者)
① 保安統括者届書
② その事業の実施を統括管理するものであることを証する書面
5) 保安技術管理者等届出・保安主任者届書
① 保安技術管理者等届書・保安主任者届書
② 別紙一覧表 (保安技術管理者等選任状況一覧表)
③ 取扱うガスの製造に関する1年以上の経験を有することを証する書面
④ 高圧ガス製造保安責任者免状の写し
6) 危害予防規定届出 (製造開始前までに届出。)
① 危害予防規定
7) 特定高圧ガス消費届出 (特定消費事業所に限る。消費開始の20日前までに届出。)
① 特定高圧ガス消費届出書
② 消費施設等明細書

手続の流れ

<p>1 事前協議</p> <p>2 現地調査 (必要に応じて)</p> <p>3 高圧ガス製造許可申請</p> <p>4 高圧ガス製造許可書交付</p> <p>(工事着工：許可後着工のこと。)</p> <p>(工事終了 (完成検査前までに完成))</p> <p>5 製造施設完成検査申請 (製造許可書交付後)</p> <p>6 製造施設完成検査実施 (合否判定)</p> <p>(技術に基づいた許可申請どおりの設備が完成したか確認)</p> <p>7 製造施設完成検査証交付</p> <p>8 高圧ガス製造開始</p> <p>9 高圧ガス製造開始届出 (開始後遅延なく)</p> <p>※ 製造開始前までに提出する必要書類 (危害予防規定届出、特定高圧ガス消費届出 (特定消費事業所に限る)、特定高圧ガス主任者届出、保安統括者届出 (代理者)、保安技術管理者等届出)</p>	
--	--

※ 運送会社等の移動式製造設備を設置されている事業所において、製造設備でない容器のみのローリーを設置する場合は、同時にその容量に応じて貯蔵所の許可若しくは届出等が必要となるので注意すること。

遺贈、営業の譲渡又は分割により引続き高圧ガスを製造しようとする者が新たに許可申請する場合

<p>1 一般、液石の規則第3条の規定により、製造計画書の添付を省略できる。</p> <p>2 法第20条第2項の規定により保安検査証の写し等を添付することにより完成検査が免除される。“第1種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引き渡しを受け、第5条第1項の許可を受けた者は、その第1種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第8条第1項の技術基準に適合していると認められ、又は、次項第2号の規定による検査の記録の届出をした場合にあっては、当該施設を使用することができる。”</p>

※ 第2種製造についても上記を参考の上、届出を行うこと

※ 上記の必要書類については設置される設備等が法に定める基準を満たすことを成績書類にて証明するものであり、設置されないものや該当しないものについては添付の必要はない。書類は必要最小限とする。